

## 参加者の有無を確認する公募手続に係る参加意思確認書の提出を求める公告

令和8年3月19日

岡山県知事 伊原木 隆太

次のとおり、参加意思確認書の提出を招請します。

### 1 当該招請の趣旨

岡山県障害者権利擁護センターの設置・運営、障害者虐待防止・権利擁護普及啓発事業及び障害者虐待防止・権利擁護研修事業並びに障害者差別解消相談窓口の設置・運営、障害者差別解消の啓発活動及びあいサポート運動の推進事業に関する業務を円滑かつ効率的に実施するため、次のとおり業務委託を実施する。

令和8年度の事業実施に当たっては、障害者虐待防止及び障害者差別解消に関する実情等に精通し、豊富な実務経験を有する公益社団法人岡山県社会福祉士会（以下「県社会福祉士会」という。）を相手方として契約を締結する予定としているが、県社会福祉士会以外の者で、下記の応募要件を満たし、本事業の受託を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を行う。

なお、公募の結果、応募要件を満たすと認められる者がいた場合は、県社会福祉士会と当該応募者に対して企画提案書の提出を求め、プロポーザル方式による企画競争を行い、業務委託候補者を決定する。

### 2 事業名

岡山県障害者権利擁護センター及び岡山県障害者差別解消相談センター運營業務

### 3 事業内容

別添「岡山県障害者権利擁護センター及び岡山県障害者差別解消相談センター運營業務委託仕様書」のとおり

### 4 契約期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

### 5 応募要件

業務委託に参加する者に必要な資格は次のとおりとする。

- (1) 岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格者名簿に登載されている者であること。
- (2) 岡山県内に主たる事務所と活動基盤をもち、岡山県内全域を活動範囲としている法人であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に

- 該当する者でないこと。
- (4) 岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格審査要領（平成19年岡山県告示第332号）に規定する入札参加の停止の措置を受けている者でないこと。
  - (5) 岡山県から役務の提供の契約に係る入札参加除外の措置を受けている者でないこと。
  - (6) 岡山県建設工事等暴力団対策会議運営要領に基づく指名除外の措置を受けている者でないこと。
  - (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
  - (8) 当該事業を実施するに当たって、全県レベルで障害のある人の実情及び障害のある人に対するサービス等に精通した職員が常時対応できる体制を有していること。
  - (9) 過去2年間に県又は県の外郭団体との契約がある場合、全て誠実に履行していること。

## 6 手 続 等

- (1) 担当部局  
岡山市北区内山下2-4-6  
岡山県子ども・福祉部障害福祉課 障害福祉企画班  
電話番号 086-226-7343（直通）  
Fax 番号 086-224-6520  
M a i l isupport@pref.okayama.lg.jp
- (2) 企画提案説明書の交付
  - a 交付期間 令和8年3月19日（木）9時から  
令和8年3月24日（火）17時まで
  - b 交付方法 交付期間中に岡山県子ども・福祉部障害福祉課のホームページ  
（<https://www.pref.okayama.jp/soshiki/39/>）からダウンロードすること。
- (3) 参加意思確認書（様式第1号）の提出
  - a 提出期間 令和8年3月19日（木）から令和8年3月24日（火）までの9時から17時まで
  - b 提出先 上記（1）担当部局に同じ
  - c 提出方法 郵送又は電子メールとする。
- (4) 企画提案書（様式第2号）の提出
  - a 提出期間 令和8年3月24日（火）から令和8年3月30日（月）までの9時から17時まで
  - b 提出先 上記（1）担当部局に同じ
  - c 提出方法 郵送、電子メール又は持参とする。
- (5) 企画提案書作成等に関する質問
  - a 提出期間 令和8年3月19日（木）から令和8年3月24日（火）までの9時から17時まで
  - b 提出先 上記（1）担当部局に同じ

- c 提出方法 質問・回答書（様式第3号）の提出  
FAX又は電子メールにより行うこと。
- d 回答方法 FAX又は電子メールにより回答する。

## 7 その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨・・・日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 関連情報を入手するための窓口・・・上記6（1）担当部局に同じ
- (3) 詳細は企画提案説明書のとおり
- (4) 委託先決定後、岡山県財務規則第153条により、委託先へ契約保証金納付の依頼を行うが、委託先が同規則第155条に該当する場合は、契約保証金の納付を免除する。
- (5) 本事業は、令和8年度岡山県一般会計予算案が岡山県議会において議決されることを条件に実施するものである。